

第 1 章

国際的な環境協力・ビジネス展開支援と地方政府の役割

小島 道一

はじめに

これまでの日本の地方政府による国際協力は、国際交流の一環だったり、海外への援助に主眼が置かれたりしてきた。しかし、近年、これらの要素に加えて、民間ビジネスとの連携が重視されるようになってきている。例えば、大阪市は、「これまでの国際貢献に加え、官民連携による水道事業の海外展開を水道局の重要業務と位置づけ、アジアにおける水ビジネス展開の可能性を追求しながら、水道事業の持続性向上と関西経済の活性化を目的として海外展開を積極的に推進していく」としている¹。環境省や経済産業省などの中央省庁も、地方政府が民間企業とともに FS 事業などを実施するのを支援している。国際協力機構（JICA）も、PPP（Public-Private Partnership：官民パートナーシップ）インフラ事業に関する協力準備調査を、民間企業から提案を募集し、審査の上で補助を行っている。また、JICA 研修事業の中で、日本の民間企業と研修員との交流を図る機会を設けられるようにするなど、民間企業との連携が重視されるようになってきている。

このような動きは、日本国内の事情と、協力・ビジネス展開する相手先の事情の両方に影響を受けていると考えられる。日本国内の事情としては、地方政府が継続的に国際協力を行ってくためには、その意義を市民に納得してもらう必要があるという点である。経済が停滞し、財政赤字も膨大となっている状況の中では、地方政府が国際協力を行うことへの有権者の理解は得にくい。国際協力の実施を糸口に、高い経済成長続けているアジア諸国との関係強化につなげることで、地元経済の活性化につなげたいとの思惑がある。

一方、海外では、地方政府が担ってきた環境関連の業務の民間委託が進んできている。欧州で、さまざまな公共事業の民営化がすすみ、成果を上げてきたと考えられていることを背景に、世界銀行などの国際援助機関の後押しもあり、途上国にも広がってきている。部分的な委託だけではなく、上下水道や廃棄物などの分野で、計画、施設建設、操業まで一括して委託するようなケースも出てきている。途上国での水道事業の民営化については、必ずしもうまくいっていないとの指摘もみられる。とはいえ、公共部門が担

¹ 大阪市ウェブページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000099244.html>） 2013 年 2 月 4 日アクセス。

っている上下水道事業や廃棄物の収集や処分事業も、うまくいっていないケースが少なく²、また、インフラ開発のための政府予算も十分でないことから、民間の資金や技術への期待は高い。

日本の地方政府では、計画、施設建設、操業を別々に民間委託することは少なくないが、これらを一括して委託を行うことは少なかった。計画、施設建設、操業を完全に民間に委託する場合には、日本の地方政府による相手国の地方政府への協力の中身は、限定的なものにならざるを得ない。また、計画、施設建設、操業を一括して委託する場合には、それぞれの分野に強い日本の民間企業が、単独で参入することは難しくなってしまう。日本の地方政府が、民間部門と協同して実施することも含めて検討しなければ行けなくなっている。

地方政府が効果的な国際協力を行っていくためにも、また、ビジネス展開を支援していくためにも、カウンターパートとなる地方政府の役割、民間部門との関係、地方政府の中の各部局の役割などについて知る必要がある。本稿では、福岡県が国際環境協力の対象としているハノイ市、デリー市を事例に、中央政府、地方政府、民間企業の役割分担、地方政府の部局ごとの役割分担について検討するものである。第1節では、日本の地方政府による国際環境協力を概観する。第2節では、アジア諸国の中央政府、地方政府、民間部門の役割について論じる。第3節は、中央政府の省庁、地方政府内の部局の役割分担について論じる。第4節では、ベトナム・ハノイ、第5節では、インド・デリー首都圏政府の部局ごとの役割を概説する。

第1節 日本の地方政府による国際環境協力

地方自治体の国際交流は、1973年秋のオイルショック以降、急激に増加したが³、国際協力的色彩はあまり強くなかったという（阿部孝夫(1997)）。1990年代後半には、地方政府による国際協力に関心が寄せられるようになり、論文や本が発表されている⁴。

地方政府の国際協力に関する関心・期待が高まってきた背景としては、中央政府を対象にした、法律や制度づくりに関する国際協力が進み、法令の執行の強化が新たな課題となってきたこと、途上国における地方分権化がすすみ、さまざまな法令の執行が中央政府から地方政府に移管されたことがあげられる。一方、日本の地方政府は、経済のグ

² たとえば、頼[2012]は、インドネシアのジャカルタを例に、民営化の失敗を取り上げているが、公的部門に任せ続けていてもうまくいかなかった可能性が高いことを指摘している。

³ 石油ショックの影響というよりは、1972年2月の変動相場制への移行に伴う円高、飛行機の大規模化による旅行費用の低下などが影響していると思われる。

⁴ 雑誌『IDCJ Forum』第17号「特集 地域・地方自治体の国際協力」に所収されている論文、阿部ほか[1998]、吉田均[2001]などを参照のこと。

ローバル化に対応していくために、「国際化」を進めることが重要と考え、国際協力に関心が持たれるようになったと指摘されている（西野（1997）参照）。

日本の地方政府は、環境分野において、公害規制の執行、一般廃棄物の処理・処分など、環境行政に関する実施を担ってきた。その経験は、国際環境協力のなかでも評価されてきている。藤倉（1998）は、公害分野での1991年から1996年の間の環境庁推薦によるJICA派遣専門家のうち、3分の1強を地方公共団体出身者であると指摘している。また、1980年代からの北九州市の国際環境協力は、国際的にも高く評価されている（藤倉(1998)、森・櫃元(2001)）。

国際協力分野での地方政府の貢献を期待して、JICAでは、草の根支援事業を拡大してきている。環境省や経済産業省は、日本と海外の地方政府の連携を図りつつ、技術移転や日本の環境ビジネスの展開を進める事業を展開してきている。さらに、1988年に設立された総務省所管の財団法人自治体国際化協会も、自治体の国際交流とともに、国際協力や経済交流支援活動に関する支援や情報提供などを行っている。

地方政府は、さまざまな形で、国際環境協力を実施している。しかし、一般的に、地方政府の財政状況は芳しくないこともあり、また、経済全体が低迷していることもあり、地方政府の一般財源から国際協力を行うことは難しい状況となってきた。地方政府は、国際協力機構（JICA）の草の根支援事業の枠組みや自治体国際化協会の国際協力関係の事業など、中央政府の予算を利用して、国際協力を進めている。表1は、福岡県および県下の自治体のJICAおよび自治体国際化協会の支援を受けて実施している国際協力事業をまとめたものである。

藤倉（1997）は、地方政府が国際協力を実施する障害として、地方自治法で、地方自治体が処理すべき事務に、国際協力が含まれていないことを指摘している。その結果、ODAに地方政府が協力する場合でも、地方独自の事業でも、首長のイニシアティブが重要であると述べている。また、地方自治体からJICA長期派遣専門家として派遣された県毎の人数に地域的な偏りがあることから、地方公共団体間の横並び意識が、国際協力に積極的に取り組む障害となっているという。さらに、地方公共団体では、職員一人につき海外派遣は1回までと考えられており、途上国で経験を積んだ専門家が2回以上長期派遣されることは、きわめて困難になっていると指摘している。

同様に、阿部貴美子(1997)は、国際協力に必要な人材の確保が地方自治体の課題となってくると指摘している。そして、国際協力に必要な能力として、語学、情報伝達のためのコミュニケーション能力、移転の対象となる特定分野の専門知識と技能（技術移転担当者の場合）、技術移転自体をするための応用力、プロジェクトを立案・計画・運営する能力、プロジェクトをモニタリング・評価する能力、国際協力に関する知識、相手国についての情報を収集する能力をあげている。さらに、その人材の資質として、リーダーシップと適応力が求められるとしている。

表 1 福岡県の自治体による国際環境協力事業（JICA および自治体国際化協会）

支援 機関	実施 年度	対象国	案件名	提案自 治体	実施団体/連携 団体
国 際 協 力 機 構	H22- 24	ベトナム	ハイフォン市の廃棄物埋立管理技術 の能力向上支援	福岡市	ふくおか環境 財団
	H24- 25	タイ	タイにおける廃棄物埋め立て処分場 計画支援	福岡県	日本環境衛生 センター
	H24- 25	ベトナム	ハイフォン市における下水道事業推 進のための人材育成支援事業	北九州 市	北九州市建設 局
	H23- 25	インドネ シア	インドネシア・スラバヤ市における分 散型排水処理施設整備事業	北九州 市（環 境局）	北九州国際技 術協力協会 （KITA）
	H23- 24	マレーシ ア	マレーシア国における廃棄物管理業 務の効率化事業	北九州 市	北九州市（環境 国際協力室）
	H23- 25	中国	大同市における資源循環型環境教育	大牟田 市	福岡県大牟田 市
自 治 体 国 際 化 協 会	H23	ベトナム	ハノイ市環境教育リーダー育成事業	福岡県	福岡県環境保 全公社
	H23	ベトナム	ハイフォン市水環境改善事業	北九州 市	北九州国際技 術協力協会
	H23	中国	中国山西省北部におけるアルカリ土 壌改良緑地協力事業	大牟田 市	福岡県樹芸連 合会
	H22、 23	中国（黒 龍江省）	豚糞尿液肥料化支援プロジェクト	築上町	
	H22	インド	インド・デリー州環境改善協力事業	福岡県	
	H22	タイ（チ ェンマ イ）	タイ王国地方自治体における環境保 護と観光産業振興の両立を目指す政 策立案能力向上のための人材育成	北九州 市	
	H22	アジアの 途上国等	アジア地域環境ビジネスコーディネ ーター戦略的育成事業	北九州 市	
	H22	中国（大 同市）	日本のエコロジー緑化技術導入によ る中国の森再生	築上町	

注：平成 22 年度以降を対象にまとめた。

出所：JICA ウェブサイトおよび自治体国際化協会ウェブサイトより作成。

発展途上国でも実施されるようになってきた官民パートナーシップ（Public Private Partnership：以下 PPP）にもとづくインフラ建設は、地方政府による国際協力やビジネス展開支援に新たな課題を投げかけてきている。発電所や浄水場、下水処理場、廃棄物処理施設なども、PPP の枠組みを使って整備されつつある。PPP の形態は、民間部門と政府部門の役割分担の程度によって、いくつかに分類されている。Kwak et.al.[2009]は、表 2 のように、5 つに分類している。

表2 官民パートナーシップの類型

民間部門の 関与の程度	PPP のタイプ	内容
低い ↑ 民間 の 関 与 の 程 度 ↓ 高い	Operation-Maintenance (OM) 操業・メンテナンス	民間部門が、操業とメンテナンスに責任を負う。ファイナンスについては、民間部門が必ずしも責任を持たない場合があるが、投資資金を管理したり、用途を公的部門と一緒に決める場合がある。
	Design-Build-Operate (DBO) 設計・建設・操業	民間部門が、設計・建設に加え、引渡し前に一定期間の操業・メンテナンスの責任を負う。
	Design-Build-Finance-Operate (DBFO) 設計・建設・ファイナンス・操業	民間部門が、ファイナンス、設計、建設、操業、メンテナンスの責任を負う。多くの場合、プロジェクトの所有権は公的部門にある。
	Build-Operate-Transfer (BOT) 建設・操業・所有権移転	民間部門が、ファイナンス・設計・建設にくわえ、契約期間内の操業・メンテナンスの責任を負う。契約期間の後、所有権が公的部門に引き渡される。
	Build-Own-Operate (BOO) 建設・所有・操業	民間部門が、ファイナンス・設計・建設にくわえ、契約期間内の操業・メンテナンスの責任を負う。契約期間後も民間部門が所有。公的部門は契約期間内のサービスの対価を支払うのみ。

出所：Kwak ほか（2009）を参考に加筆修正。

地方政府が国際協力の内容を考える際、相手国の政府がどのような分野でどの程度の民間委託を実施するかによって、協力すべき内容も変わってくる。廃棄物処分場を、BOT や BOO の形で整備していれば、廃棄物処分場の設計や操業に関する技術移転を公的部門に対して行う必要性は、民間部門が実施する設計や操業の環境影響の審査など限定的な内容になると考えられる。

日本でも、官民パートナーシップ方の事業がさまざまな分野で展開されるようになってきているが、水道事業や廃棄物処理などの事業では、設計や操業などの段階で公的部門が担ってきた役割が小さくない分野がある。このような分野で、日本企業が海外での入札に参加していくためには、必要に応じて日本側での官民の連携が必要となる。

また、PPP 事業では、長期間にわたってさまざまなリスクを伴うことから、リスクを官民でどのようにシェアするかが重要となる(Ke et.al.[2010]参照)。通常、アジアの発展途上国では、民主化、地方分権化が進んでいなかったり、民主化、地方分権化が進んでいても政治的な安定を欠いている場合が少なくない。このような政治的リスクに関しては、国際協力銀行など政府関連機関で対応する準備がされている。大きな政治変動というリスクへの対処は、地方政府レベルでは難しいと考えられるが、相手国政府のキャパシティの不足などによる小さなリスクは、地方政府の国際協力や事業への部分的な参加により、軽減することができる可能性がある。地方政府による国際協力を PPP 事業につなげるためには、さまざまなリスクをどのように軽減していくか、問題がおこった際にどのように対応していくかを準備することが重要であると思われる。

第2節 中央・地方政府・民間企業の役割分担

アジア各国の中央・地方政府の役割は、かなり異なっている。産業発生のある有害廃棄物の処理の仕組みを例に見てみよう。日本では、産業発生のある有害廃棄物を含め産業廃棄物の処理施設は、原則、県および政令指定都市のレベルで許認可を得る仕組みとなっている。中国でも、危険廃棄物の処理施設の許認可は省レベルで行われている。一方、フィリピンやタイ、マレーシア、インドネシアでは、中央政府レベルで許可をしている。ベトナムは、各省内のみで収集、処理を行っている場合には、省ごとに認可を出しているが、複数の省にまたがる場合には、中央政府が許可を出している。

日本の地方政府が、有害廃棄物を含めた産業廃棄物の管理についての技術移転をアジアの地方政府に対して実施しようとする、中国やベトナム以外では、地方政府に権限がなく、カウンターパートがうまく見つからないことになる。

一般廃棄物については、多くの場合、地方政府が事業主体となっている。ただし、マレーシアでは、2008 年に制定された廃棄物・公共清掃管理法にもとづき、中央集権化

される方向にある。この法律は、マレー半島を対象とした法律である。中央政府および公社から委託をうけて、民間企業 3 社がマレー半島での一般廃棄物を収集、処分することとなっている。2011 年 9 月に施行されたが、スランゴール州、ペナン州、ペラ州、トレンガヌ州、クランタン州は、中央集権化に抵抗し、このスキームには参加しなかった。2013 年 3 月には、総選挙が行われるとみられており、選挙の結果しだいでは、参加しなかった州も中央集権化の枠組みに参加するようになる可能性があるが、ペナン州など、今後も中央集権化を行わないとしている地域に対しては、相手国地方政府への協力していくことも考えられる。

上記の例のように、上下水道、廃棄物などの分野で、民間への委託がさまざまな形で進んできている。バンコクでは、1990 年代から、バンコク市内で廃棄物の処分場が作れず、バンコク外の民間の処分場へ委託して廃棄物の埋め立てを行っている。国際協力にあたっては、政府と民間の役割分担が日本と異なっている可能性にも留意しながら、事業の内容を決める必要がある。

地方政府の階層についても注意しておく必要がある。インドでは、中央政府、州政府、地方政府の 3 つの階層に分けることが一般的であり、州政府は、地方政府と区別して、扱われている。インドの政府関係者や専門家と、地方政府の役割について議論する場合には注意する必要がある。

第 3 節 中央・地方政府内の役割分担

地方政府への技術協力を進めていく場合や、企業の海外展開に関して情報提供を含め何らかの協力を地方政府に依頼する場合には、対象国の地方政府内でのさまざまな部署の役割分担を確認する必要がある。地方政府内の担当部署は、日本の地方政府と必ずしも一致しているわけではないことに注意する必要がある。環境担当部局同士の交流では、所轄している範囲の違いから、お互いが共通で担当している分野に協力内容が限定されることがある。また、地方政府の担当部門は、中央政府の担当部門と対応している場合もあり、中央政府の役割分担についても、理解しておく必要がある。

中央政府レベルの一般廃棄物関係のインフラ整備では、中国やベトナムでは建設省、インドネシアでは公共事業省が重要な役割を果たしている。一方、マレーシアでは地方政府・住宅省が一般廃棄物の収集・運搬・処分関係の権限を有している。日本では、かつては厚生省が、現在は環境省が廃棄物処理・処分を所管している。

環境部局が廃棄物関連の権限を有していないわけではない。中国やベトナムの場合、建設関連部局が埋め立て処分場の基準の設定、有害廃棄物の許認可や監督などの権限を有している。インドネシアでも、有害廃棄物関連の施設等の許認可に加え、拡大生産者

責任にもとづく、リサイクルの仕組みづくりを環境省が担当している。タイでは、工業省が産業廃棄物の処理関連の許認可を行っている。

日本の環境省・UNCRD は、2007 年から 2009 年にかけてベトナムを対象に 3 R 国家戦略の策定支援を行った。カウンターパートは資源・環境省であった。ドラフトの策定段階で開催されたセミナーには、建設省関係者も招かれていたが、資源・環境省と建設省の間では十分な調整は行われなかった。建設省は、別途、リサイクルやリユースも視野に入れた廃棄物の中間処理・最終処分施設の計画を提案し、2008 年 10 月に首相決定 1440 号として交付された。一方、3 R 国家戦略は、2009 年春にドラフトが完成し、2009 年 12 月に首相決定 2149 号として交付されている。2 つの首相決定に、矛盾があるわけではないが、内容的に関連付けられてもいない。本来ならば、戦略に合意してから、中間処理や処分施設の建設計画がまとめられるべきであるし、あるいは、建設省の計画を踏まえながら 3 R 国家戦略を検討するべきであったといえる。ベトナムの建設省、資源・環境省の間の調整は、相手国の環境省にまかされていたといえるが、事前の調整は十分に意識されていなかった例と考えられる。

第 4 節 ベトナム・ハノイ州政府の役割分担

ベトナムのハノイは、2008 年にハタイ省を吸収合併するとともに、ヴィンフック省メリン県、ホアビン省ルオンソン県の 4 村などの他の省からも地域を編入し、領域的に大きく拡大した。この拡大に伴い、環境関連の部署の仕事の内容についても、この 2、3 年の間で調整されてきている。

ハノイの環境行政の中心となるのが、資源環境局 (Department of Natural Resources and Environment: DONRE) である。資源環境局は、ハノイ人民委員会の下にあると同時に、中央政府における環境関連の省庁である資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE) の指導も受ける形となっている。中央政府の天然資源環境省が立案した環境政策を、各省の資源環境局が執行するという形になっている。

資源環境局には対象とする分野ごとにいくつかの部局が存在している。環境保護庁 (Environmental Protection Agency) は主に政策の制定、規制の制定、および環境保全プログラムの策定・実行等を行っている部局である。環境資源計測分析センター (Center for Monitoring and Analysis of Environmental Resources) では、環境および天然資源に関するモニタリングプランの策定・実行およびデータベースの構築等を実施している。環境保護法では、環境保護基金 (Environmental Protection Fund) は、政府予算だけでなく、環境破壊に関する政府への賠償金、環境分野での行政違反の制裁

による収入、環境保護のために国内外から受け取った基金等を原資とすると規定されている。基金は、ハノイにおける環境保全プロジェクト、プログラム等への財政支援に使われている。具体的には、廃棄物処理事業、リサイクル・再利用、汚染削減技術の開発、環境教育プロジェクトなどである。

資源環境局以外の局が特定の分野の環境規制とその運用において役割を担っている場合もある。その場合、資源環境局とその他の局との役割分担は、環境規制の制定を資源環境局が行い、実行は関係各局が行うという場合が多いようである。たとえば、下水処理の排水の濃度規制は資源環境局が制定し、実行管理については建設局 (Department of Construction) が行っている。そのほか、商工局 (Department of Industry and Trade) は企業の環境分野の執行等を担当しており、計画投資局 (Department of Planning and Investment) と財務局 (Department of Finance) は共同で環境関連分野の予算管理を実施している。また、公安局には環境警察部があり、環境法違反が発覚もしくはその容疑がある場合に捜査を行っている。

ハノイ地域のゴミ処理については現在、郊外の 15 行政区 (ハノイ中心地から 30 キロ圏、主に旧ハタイ省) については資源環境局の管轄、都市部の 14 行政区については建設局が管轄というように、地区によって管轄局が異なっている。

また、近年の経済発展に伴い都市部の大気汚染問題が深刻化しているが、その改善に向けた取り組みとして、計画投資局の管轄下においてスカイトレイン (2015 年導入目標) と地下鉄建設 (2020 年導入目標) という 2 つのプロジェクトも実施されている。

ハノイ市エリアには工芸村 (Craft Village) と呼ばれる同業または分業をなす小規模あるいは家内工業の集合体が約 1270 存在しているが、そこからの環境汚染が近年非常に懸念されている。工芸村では世帯単位での製造活動を行っており、現在の環境規制の対象となっていない場合が多く、汚染物質が付近の河川等に垂れ流しになっている状態も多い。2012 年よりベトナムの国家目標プログラム (National Target Program) のひとつにハノイ市近郊の工芸村の環境汚染対策が指定され、汚染防止のための資金を環境保護基金から工芸村に割り当てる予定となっている (第 2 章参照)。

環境関連事業の民間委託については、まだ限定的であるという。公社の民営化を試験的に進めている段階である。廃棄物処理事業では、民間委託を行っているが、民間委託を継続的に実施していくための一貫した長期計画はまだないという⁵。

以上のように、ハノイ政府では環境政策に携わる部署が非常に多岐に渡るが、部署により管轄している内容が異なっていることも多く、日本からの国際環境協力を実施する際に、どの部署をカウンターパートとしてプロジェクトを進めるかがプロジェクト実施の可否に大きく関わってくる可能性が高い。福岡県が現時点でカウンターパートとして

⁵ 2012 年 11 月の福岡県主催「アジア環境交流フォーラム」でのハノイ市からの発表にもとづく。

いる環境保護庁は、政策・規制の制定からプログラム策定・実行まで幅広く担当しており、さまざまなプロジェクトを開始する場合にも窓口として機能すると考えられる。その一方で、環境保護庁以外の部局の取り組みについても情報を収集し、ハノイ市との間での国際環境協力をより効果的な内容にしていくことが求められる。

第5節 インド・デリー首都圏政府内の役割分担⁶

デリー州はウタル・パラディシュ州の東側及びハルヤナ州等の境界に接し、デリー州の行政府ならびにインド政府の首都がニューデリーに置かれている。州レベルの行政組織として、デリー首都圏政府（Government of National Capital Territory of Delhi）がある。デリーには、デリーの人口および面積の約 97% を管轄しているデリー自治体（Municipal Corporation of Delhi, MCD）、首都に制定されているニューデリー自治体（New Delhi Municipal Council, NDMC）、残りを管轄するデリー運営地局（Delhi Cantonment Board, DCB）の3つの地方政府がある。デリーの行政機構は複雑であり、デリーの上部機関として都市開発省が存在し、その下にデリー首都圏政府が国の統治機関として置かれている。さらにデリー首都圏政府の都市開発省が置かれ、その下に上記の3行政体が配置されている形である。

インドでは急激な人口増加などにより環境問題が緊急の課題となっており、環境法制の整備が進められてきた。中央政府では環境森林省（Ministry of Environment and Forestry: MOEF）が中心となって、制定された法律にあわせた環境管理を行っている。環境森林省の下にある独立機関である中央公害規制委員会（Central Pollution Control Board: CPCB）は水質（公害防止・規制）法、環境（保護）法等によりその役割が規定されている。公害対策については中央公害規制委員会が統括管理しており、個別具体の管理は、州・自治体の環境局や州の公害規制委員会が行っているという状況である。

デリー首都圏政府が作成した 2012 年から 2017 年にかけての 5 ヶ年計画では、環境分野に関して以下の点がミッションとして挙げられている。

- ・ 持続可能な居住環境の整備
- ・ デリーの大気汚染の主要汚染源である、自動車排気ガス抑制のための技術開発、規制、厳格な強制措置の連携
- ・ ヤムナー川の汚染状況チェックのための技術開発、規制、プロジェクトの実行
- ・ 汚染者負担原則の適用

⁶ 本節の執筆に当たっては、植村[2005]、小島・吉田[2007]、東京都[2010]、三菱総合研究所[2010]などを参考にした。

- ・ 汚染源となる伝統的工業設備の、先端技術を用いた無公害の知識集約型産業装置への置き換え
- ・ 緑地の拡大
- ・ 都市ゴミ、下水、廃水のリサイクルおよび再使用の推進
- ・ 包括的かつ継続的な情報・教育・コミュニケーション活動を通じた市民の環境意識の向上への参加・関与

環境局では上記の 5 ヶ年計画に基づき、具体的なアクションプランを策定していく予定である。

また、環境局の傘下には、デリー公園緑地協会、デリー汚染管理委員会、エネルギー効率および再生可能エネルギーセンターの 3 つの機関が置かれている。

デリー公園緑地協会 (Delhi Parks and Gardens Society) は、デリー内にある 15,000 以上の公園の緑化維持・管理について地域住民および NGO 等と協働で活動を行っている⁷。

デリー汚染管理委員会 (Delhi Pollution Control Committee) は、水の保全および汚染管理に関する法令 (Water (Prevention and Control of Pollution) Act, 1974)、大気の保全および汚染管理に関する法令 (Air (Prevention and Control of Pollution) Act, 1981) の規制執行を行っている⁸。両法令では、中央政府の中央公害規制委員会のもつ規制機能を地方政府に委任できることが規定に基づき、1991 年に中央公害規制委員会はデリーにおけるすべての権限をデリー首都圏政府に委任している。2002 年にデリー汚染管理委員会が再構成された。(No. B-12015/7/92-AS)。

エネルギー効率および再生可能エネルギー管理センター (Energy Efficiency & Renewable Energy Management Centre (EEREM)) は、中央の新・再生エネルギー省の State Nodal Agency として、太陽熱温水器に対する補助金プログラムを実施している。また、同センターは省エネルギー法の執行、調整のための State Designated Agency でもあり、政府のビルに対するエネルギー監査、省エネに関する意識啓発、政府関連施設での CFL や LED の利用の義務化 (政府関連施設) を行っている⁹。

環境局のほかにも、デリー政府には環境関連の局がいくつか設置されている。森林局 (Forest Department) は、デリー州の森林の保護と開発、野生動物やその生息地の保護を目的としている¹⁰。

都市開発局 (Department of Urban Development) は、デリーにおける様々なインフラを計画・整備することを目的としており、上水供給、下水処理、公衆衛生、都市貧

⁷ http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_t_dpg/DoIT_DPG/Home

⁸ http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_t_pollution/Pollution/Home

⁹ http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_t_eerem/EEREM/Home/

¹⁰ http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/DOIT_Forest/forest/home

困緩和等の都市機能を、様々な機関によって履行されるよう計画している。

上水道については、上下水委員会（Delhi Jal Board）が、上水の供給、下水の処理、施設の建設、料金の徴収などをおこなっている。

開発局（Development Department）は、農業、漁業、農村開発に関する活動を行っている¹¹。虫を使った堆肥（worm compost）を製造し、農家や家庭菜園を行う人々に対して配布する活動なども行っている。

また、デリー州の環境行政は、中央政府によって作られた法律に基づき行われているものだけではなく、公益訴訟の判決に従っておこなわれているものもある。これは市民が主体となって公共的利益の追求のために訴訟を起こすことができる制度であり、インドの環境政策を進めるきっかけとなってきた。デリー市が直接関連している代表的な公益訴訟にもとづく措置としては、デリー市内におけるバスやオートリキシャの CNG（圧縮天然ガス）への転換やビニール袋（plastic bags）の禁止などがある（第3章参照）。

デリー首都圏政府の調達・民間委託に関しては、入札の公募、入札結果の情報などがウェブページに掲載されている。掲載中の公募情報や入札結果の例としては、100 個の e-waste 回収ボックス（環境局）、苗の育成のための土地造成、園芸用鉢（環境局公園・庭園会）、膜分離活性汚泥法を用いた下水処理施設の建設（上下水委員会）などが掲載されている。ウェブに掲載されている情報は、古いものがすくなくないが、予想単価なども示されており、入札の基本的な条件に関する情報は得られる。

以上のように、デリーを含めたインドにおける国際環境協力の実施に当たっては、ハノイと同じくカウンターパートとなる相手方政府の担当部署を見極めることと合わせて、協力可能分野に関する環境行政の展開について、公益訴訟に目を配ることも必要であろう。

おわりに

日本の地方政府でも、環境分野の担当部局は、多岐にわたっているが、アジア諸国の地方政府でも、さまざまな部局が環境分野の規制の執行や事業を担当している。特定の環境分野の担当部局は、国ごとに異なっている日本の地方政府が環境分野での国際協力を進めていくためには、相手国の環境分野ごとの担当部局がどこであるかを理解する必要がある。また、上述のベトナムの廃棄物分野や下水などのように、複数の部局がそれぞれの役割を持っている場合がある。

国際環境協力を環境ビジネスの展開につなげる場合も、環境協力に関するカウンターパートとなっている部局のみならず、周辺の部局を含めた役割分担を理解しておくこと

¹¹ http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/lib_development/Development/Home/

が必要である。上述のベトナムの下水分野の例であれば、下水に関する排水基準の作成に関しては、中央の資源環境省や地方政府の資源環境局が権限を有しており、その排水基準を守るための施設建設や建設省や建設局が担当している。その施設の運営は、公社が行っている。地方政府が下水処理場の排水基準作りに協力するとすれば、資源環境省および資源環境局が協力対象機関となり、また、下水処理施設のオペレーションに関する技術協力については、公社が協力対象機関となる。一方、日本企業が、基準を満たすための下水処理施設への設備納入の営業をかけるとすれば、建設省・建設局が主たる対象機関となると考えられる。

国際協力や国際ビジネス展開に当たっては、日本の中央・地方政府関係、省庁間・部局間の役割分担と、相手国の役割分担のしかたが異なっている可能性を念頭において、関係者から話を聞き、適切な協力パートナーや製品の売り込み先を見つけることが重要となる。

地方政府が PPP インフラ事業に関連した支援を行う場合には、上記のような相手国政府内の役割分担に関する情報に加え、民間事業者のリスク軽減につながるような相手国政府のキャパシティの向上等が必要になると考えられる。

参考文献

<日本語文献>

阿部貴美子・竹内正興・西野俊浩・渡辺道雄 [1998] 「地方自治体による国際協力に関する研究:環境分野における協力を事例として」『国際開発研究』第7巻第2号、pp.83-95.

阿部孝夫 [1997] 「地域・地方自治体の国際協力への期待と可能性―事例をふまえて」『IDCJ FORUM』No.17、pp.45-52.

阿部貴美子 [1997] 「地域・地方自治体による国際協力の実施上の課題」『IDCJ FORUM』No.17、pp.35-44.

植村哲士 [2005] 「インドの環境対策の現状と日印環境協力の可能性」『知的資産創造』2005年8月号、pp28-39.

エックス都市研究所 [2011] 『海外廃棄物処理状況等基礎調査報告書』〔平成22年度東京都委託業務〕。

小島道一・吉田綾 [2007] 「インドにおける産業廃棄物・リサイクル政策」『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』、pp247-267.

坂田正三・小島道一 [2009] 「ベトナム工業分野の環境保護規制厳格化とリサイクル」『アジア地域におけるリサイクルの実態と国際資源循環の管理・3R政策』日本貿易振興機構アジア経済研究所・国立環境研究所〔平成20年度廃棄物処理等科学研究 研究報告書〕 pp.1-6.

西野俊浩 [1997]「地域・地方自治体による国際協力ー論点整理と枠組みの提示」『IDCJ FORUM』 No.17、 pp.5－16.

藤倉良 [1997]「環境国際協力における地方公共団体の役割と課題」『国際開発研究』 第6巻、 pp.75-89.

三菱総合研究所 [2011]『平成 22 年度海外の環境規制・環境産業の動向に関する調査報告書』〔経済産業省平成 22 年度地球温暖化問題等対策調査事業〕。

三菱総合研究所 [2012]『平成 23 年度海外の環境汚染・環境規制・環境産業の動向に関する調査報告書』〔経済産業省平成 23 年度地球温暖化問題等対策調査事業〕。

森尚樹・櫃本礼二 [2001]「地方自治体の都市間協力と円借款との連携可能性と課題ーフィリピンにおける環境保全対策を事例としてー」『開発金融研究所報』第8号、 pp.75－87.

吉田均 [2001]『政策研究シリーズ 地方自治体の国際協力』日本評論社。

頼俊輔[2012]「途上国の水道事業民営化ーインドネシア・ジャカルタの事例から」 諸富徹・沼尾波子編『水と森の財政学』, 東京：日本経済評論社, pp.207-230.

<英語文献>

Ke, Yongjian, ShouQing Wang, and Albert P.C Chan [2010] “Risk Allocation in Public-Private Partneiship Infrastructure Projects: Comparative Study”, *Journal of Infrastructure Systems*, Vol.16, No.4, pp.343-351.

Kwak, Young Hoon, YingYi Chih, C.William Ibbs[2009] “Towards a Comprehensive Understanding of Public Private Partnerships for infrastructure Development” *California Management Review*, Vol.51.No.2, pp.51-77.